

8-1-6 下水道バイオマスリサイクル率

下水汚泥中の有機物重量のうち、エネルギー・緑農地利用されたものの割合
(令和元年度末)

都道府県	リサイクル率	順位	都道府県	リサイクル率	順位	政令指定都市	リサイクル率
北海道	43%	21	滋賀県	19%	40	札幌市	6%
青森県	52%	11	京都府	50%	13		
岩手県	45%	17	大阪府	29%	32	仙台市	0%
宮城県	29%	33	兵庫県	17%	41		
秋田県	63%	9	奈良県	27%	36	さいたま市	39%
山形県	79%	3	和歌山県	13%	43	千葉市	56%
福島県	29%	34				東京都区部	33%
			鳥取県	50%	14	横浜市	64%
			島根県	77%	4	相模原市	-%
茨城県	23%	37	岡山県	23%	39	川崎市	0%
栃木県	37%	29	広島県	66%	7		
群馬県	46%	15	山口県	41%	25	新潟市	44%
埼玉県	13%	44					
千葉県	9%	46	徳島県	14%	42	静岡市	56%
東京都	23%	38	香川県	29%	30	浜松市	2%
神奈川県	29%	31	愛媛県	45%	20	名古屋市	22%
山梨県	45%	16	高知県	28%	35		
						京都市	50%
長野県	38%	27	福岡県	57%	10	大阪市	51%
新潟県	42%	22	佐賀県	63%	8	堺市	0%
富山県	45%	18	長崎県	51%	12	神戸市	38%
石川県	42%	23	熊本県	67%	6		
福井県	45%	19	大分県	13%	45	岡山市	0%
			宮崎県	75%	5	広島市	68%
岐阜県	41%	24	鹿児島県	94%	1		
静岡県	39%	26				北九州市	45%
愛知県	38%	28	沖縄県	86%	2	福岡市	61%
三重県	5%	47				熊本市	67%
						全国	24%
						政令指定都市	39%

(注)・リサイクル率は汚泥発生時乾燥重量における有機物量から計算。

- ・都道府県のリサイクル率には政令指定都市分を含む。
- ・リサイクル率は小数点以下1桁を四捨五入。(※は四捨五入の結果100%と記載しているもの。)
- ・汚泥発生時乾燥重量は、濃縮汚泥(生汚泥、消化汚泥含む)を他処理場に輸送している場合は受泥側(送泥先)の処理場で発生したものとして計上し、脱水汚泥を他処理場に輸送している場合は送泥元の処理場で発生したものとして計上

8-1-7 下水汚泥エネルギー化率

下水汚泥中の有機物重量のうち、エネルギー利用されたものの割合
(令和元年度末)

都道府県	エネルギー化率	順位	都道府県	エネルギー化率	順位	政令指定都市	エネルギー化率
北海道	24%	26	滋賀県	18%	31	札幌市	6%
			京都府	44%	4		
青森県	20%	30	大阪府	27%	20	仙台市	0%
岩手県	34%	11	兵庫県	15%	33		
宮城県	23%	28	奈良県	25%	25	さいたま市	39%
秋田県	38%	7	和歌山県	0%	44	千葉市	56%
山形県	40%	5				東京都区部	33%
福島県	7%	41	鳥取県	38%	8	横浜市	64%
			島根県	45%	3	相模原市	-%
茨城県	10%	37	岡山県	4%	43	川崎市	0%
栃木県	31%	15	広島県	47%	2		
群馬県	8%	39	山口県	31%	17	新潟市	41%
埼玉県	12%	36					
千葉県	8%	40	徳島県	7%	42	静岡市	35%
東京都	23%	27	香川県	22%	29	浜松市	0%
神奈川県	27%	22	愛媛県	33%	13	名古屋市	22%
山梨県	15%	34	高知県	0%	45		
						京都市	50%
長野県	27%	23	福岡県	48%	1	大阪市	51%
新潟県	34%	12	佐賀県	31%	16	堺市	0%
富山県	31%	18	長崎県	15%	32	神戸市	38%
石川県	32%	14	熊本県	39%	6		
福井県	27%	21	大分県	8%	38	岡山市	0%
			宮崎県	37%	9	広島市	68%
岐阜県	26%	24	鹿児島県	0%	45		
静岡県	14%	35				北九州市	45%
愛知県	30%	19	沖縄県	35%	10	福岡市	61%
三重県	0%	45				熊本市	67%
						全国	24%
						政令指定都市	38%

(注)・エネルギー化率は汚泥発生時乾燥重量における有機物量から計算。

- ・都道府県のエネルギー化率には政令指定都市分を含む。
- ・エネルギー化率は小数点以下1桁を四捨五入。
- ・汚泥発生時乾燥重量は、濃縮汚泥(生汚泥、消化汚泥含む)を他処理場に輸送している場合は受泥側(送泥先)の処理場で発生したものとして計上し、脱水汚泥を他処理場に輸送している場合は送泥元の処理場で発生したものとして計上